

令和4年度における最低制限価格等制度の見直しについて

令和4年3月4日
財務部財政課

1 概要

工事等の品質確保及びダмпिंग受注の防止を図るとともに、新型コロナウイルス感染症による影響をふまえ、地域経済の回復を図るため、最低制限価格等制度について、次のとおり見直します。

2 実施時期

令和4年4月1日以降、入札公告又は入札通知を行うものから適用します。

3 最低制限価格等制度の見直し内容

1) 建設工事に係る最低制限価格等

①原則

項目	令和4年3月まで(現行)	令和4年4月以降
最低制限価格・ 低入札価格調査 基準価格 算定式	直接工事費×0.97 + 共通仮設費×0.9 + 現場管理費×0.9 + 一般管理費等×0.55	直接工事費×0.97 + 共通仮設費×0.9 + 現場管理費×0.9 + 一般管理費等× 0.68
低入札価格調査 最低制限価格 算定式	直接工事費×0.9 + 共通仮設費×0.7 + 現場管理費×0.9 + 一般管理費等×0.55	変更なし
最低制限価格等 算定に係る 設定の範囲	予定価格の 10分の7から10分の9	予定価格の 10分の 7.5 から10分の 9.2
最低制限価格等 算定に係る 端数の処理	(1) 総額での入札の場合 上記算定結果から 1万円未満切り捨て ※単価契約であっても見 込総額による入札の場 合を含む (2) 単価での入札の場合 上記算定結果から 1円未満切り捨て	変更なし
入札公告・ 入札通知等にお ける表示	「有」	変更なし

②特 例

項 目	令和4年3月まで（現行）	令和4年4月以降
対象工事	洲本市競争入札参加資格審査会の判断により、上記①の適用が困難であると認められる工事	変更なし
最低制限価格算定式	予定価格の10分のA ※「A」については、7から9までの範囲内で適宜定める	予定価格の10分のA ※「A」については、 <u>7.5</u> から <u>9.2</u> までの範囲内で適宜定める
最低制限価格算定に係る端数の処理	上記算定結果から1万円未満切り捨て	変更なし
入札公告・入札通知等における表示	「 有 (A×10) 」 例) 予定価格の10分の7とする場合 「 有 (70) 」	「 有 (A×10) 」 例) 予定価格の10分の <u>7.5</u> とする場合 「 有 (<u>75</u>) 」

※建設工事に係る積算基準等に則り、建設工事業者に発注する業務委託についても、最低制限価格等を適用します。

※随意契約（複数者による見積合わせを含む）については、従来どおり最低制限価格等は原則適用しません。

2) 建設コンサルタント等に発注する業務委託に係る最低制限価格

項 目	令和4年3月まで（現行）	令和4年4月以降
対象業務	建設コンサルタント等に発注する次の業務 ・測量・調査 ・設計 ・施工監理 など	変更なし
最低制限価格算定式	予定価格の10分の7	予定価格の10分の <u>7.5</u>
最低制限価格算定に係る端数の処理	上記算定結果から1万円未満切り捨て	変更なし
入札公告・入札通知等における表示	「 有 (70) 」	「 有 (<u>75</u>) 」

※建設工事に係る積算基準等に則り、建設工事業者に発注する業務委託については、上記1)を適用します。

※随意契約（複数者による見積合わせを含む）については、従来どおり最低制限価格は原則適用しません。